

証券コード 184A
2025年7月14日
(電子提供措置の開始日2025年7月8日)

株 主 各 位

東京都文京区向丘二丁目3番10号
株 式 会 社 学 び エ イ ド
代表取締役社長 廣 政 愁 一

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.manabi-aid.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「学びエイド」又は「コード」に「184A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月29日(火曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区向丘二丁目3番10号
東大前H i R A K U G A T E 地下1階 ミーティングルーム00
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

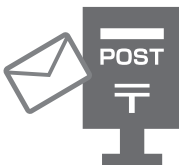
株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年7月30日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2025年7月29日（火曜日）午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2025年7月29日（火曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

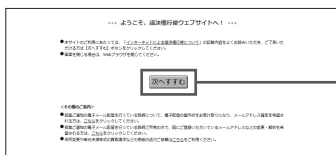
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

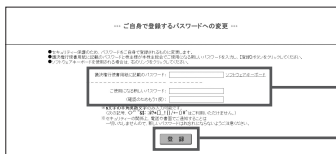
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

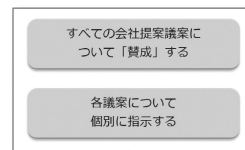
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。又、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましても、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社

 **0120-88-0768**

受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 機動的な配当政策及び資本政策の実施を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限においても決定できるよう変更案第32条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

(3) 上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. 監査役会	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第 8 条～第 11 条 (条文省略)	第 7 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 17 条 (条文省略)	第 11 条～第 16 条 (現行どおり)

現 行	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (取締役の任期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行	変 更 案
(新設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (条文省略)	4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 (現行どおり)

現 行	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、 <u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって定める。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(監査役の数)	
第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法)	
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	

現 行	変 更 案
(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(常勤の監査等委員) 第28条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役会規程) 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(監査等委員会規程) 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

現 行	変 更 案
(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条 (条文省略) (新設)	第31条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。 (新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行	変 更 案
(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当をすることができる。 第39条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(削除) 第34条 (現行どおり) 附 則 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第11期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第11期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	ひろまさ しゅういち 廣政 愁一 (1967年6月9日) 再任	1992年3月 東進ハイスクール予備校講師 1995年3月 (有)RGBサリヴァン設立（現(株)RGBサリヴァン）、代表取締役 1995年4月 河合塾予備校講師 2013年5月 (株)AAA設立、代表取締役 2015年5月 当社設立、代表取締役社長（現任） 2019年4月 学校法人先端教育機構社会情報大学院大学客員教授（現学校法人先端教育機構社会構想大学院大学） 2021年4月 学校法人先端教育機構社会情報大学院大学教授（現学校法人先端教育機構社会構想大学院大学）（現任）	809,200
2	すぎうら ひさえ 杉浦 久恵 (1983年11月27日) 再任	2007年4月 (株)資生堂入社 2014年11月 (株)エテュセ入社 2016年1月 (株)慶應学術事業会入社 2018年5月 当社入社、マーケティング部 2019年1月 当社管理部長 2021年4月 当社取締役管理部長兼総務課長（現任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	すずき けんいち 鈴木 健一 (1973年12月15日) 再任	1997年 4 月 (株)日本システムテクノロジー入社 2000年 7 月 (株)アグレックス入社 2004年 8 月 トレンドマイクロ(株)入社 2006年 4 月 バリュースコマース(株)入社 2014年10月 (株)オランゼ取締役 2019年 1 月 当社入社 技術部長 2020年 3 月 当社取締役技術部長 2023年11月 当社技術管掌取締役 2025年 5 月 当社製品開発管掌取締役 (現任)	37,500
4	ひらばやし あすき 平林 明日樹 (1985年7月27日) 再任	2009年 4 月 (株)ジー・トレーディング入社 2009年 8 月 (株)ガリバー・インターナショナル (現(株) IDOM) 入社 2010年 4 月 (有)共育舎 入社 2018年10月 同社 取締役就任 2019年 1 月 (株)TOE 代表取締役 2022年 4 月 当社入社 コンサルティング部 2022年 7 月 当社営業管掌取締役 2023年 5 月 当社取締役コンサルティング部長兼コン サルティング 1 課長 2025年 5 月 当社取締役営業部長兼営業 1 課長 (現任)	—
5	くまい きょうこ 隈井 恭子 (1976年8月8日) 新任	1999年 4 月 (株)ノヴァ入社 2008年 1 月 (株)ジー・エデュケーション (現NOVAホ ールディングス(株)) 2013年 2 月 同社取締役就任 2013年12月 (株)NOVA取締役就任 (現任) 2014年 7 月 NOVAホールディングス(株) 専務取締役 就任(現任) 2018年 5 月 (株)NOVA東日本取締役就任 (現任) 2018年 5 月 (株)NOVA西日本取締役就任 (現任) 2021年 6 月 (株)NOVAランゲージカンパニー 代表取 締役社長就任 (現任) 2022年 7 月 (株)GABA 代表取締役就任 (現任) 2025年 2 月 (株)朝日出版社 取締役副社長 (現任)	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 隈井恭子氏は社外取締役候補者です。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について
 - (1) 隈井恭子氏は、NOVAホールディングス(株)において経営実務に携わるとともに、同社グループが展開する語学教育・学習塾・保育・出版等の教育関連分野において幅広い知見を有しております。当社は、NOVAグループとの資本業務提携を通じて、教育コンテンツの共同開発や販売チャネルの拡充等のシナジー効果を追求しており、その推進にあたって、NOVAグループの現場感や経営視点を取締役に反映させることが重要であると考えております。当社の経営戦略の策定・推進に対する助言や提言、ならびにガバナンス体制の強化につながるものと考えております。
4. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、隈井恭子氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認され、各候補者が取締役・監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役の候補者は、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	おの たかし 小野 誉之 (1965年1月11日) 新任	1989年 9 月 (株)佐鳴学院（現(株)さなる）入社 1997年 5 月 (株)がんばる学園入社（現NOVAホールディングス(株)） 2008年10月 (株)ジー・エデュケーション（現 NOVAホールディングス(株)）代表取締役就任 2013年 9 月 自分未来きょういく(株) 代表取締役社長就任 2014年 7 月 NOVAホールディングス(株) 専務取締役就任（現任） 2021年 6 月 自分未来きょういく(株)取締役就任（現任） 2021年 6 月 自分未来ホールディングス(株) 代表取締役社長就任（現任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
2	いしづか りょうへい 石塚 亮平 (1980年7月19日) 新任	2004年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 2017年 4 月 石塚亮平公認会計士事務所（現 麻布総 合会計事務所）設立 代表（現任） 2018年10月 (株)トラステッドパートナーズ（現 麻布 総合コンサルティング株式会社）設立 代表（現任） 2019年 6 月 アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株) 社外取締役就任 2019年 7 月 GRITSスポーツイノベーションズ(株) 取締役就任（現任） 2024年 6 月 アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株) 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—
3	おおにし ひとみ 大西 ひとみ (1989年10月25日) 新任	2014年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、阿部・ 井窪・片山法律事務所入所（現任）	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小野誉之、石塚亮平、大西ひとみの3氏は社外取締役候補者です。
3. 小野誉之氏の戸籍上の氏名は小野尚であります。
4. 大西ひとみ氏の戸籍上の氏名は奈良ひとみであります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について
- (1) 小野誉之氏は、NOVAグループにおいて長年にわたり学習塾の運営及び現場マネジメントに携わり、教育サービスの品質管理、生徒・保護者対応、教室運営に関する深い実務経験を有しております。教育現場に根ざした視点を有する人材を社外取締役（監査等委員）に迎えることにより、実態に即した監督・提言が期待され则认为しております。
- (2) 石塚亮平氏は、公認会計士として監査法人等において、上場企業を含む多様な業種の会計監査・財務報告・内部統制支援に従事しており、企業経営に対する高度な専門知見を有しております。会計・財務の専門家を監査等委員として迎えることで、当社の財務報告の信頼性向上とガバナンス体制の強化に資するものと考えております。
- (3) 大西ひとみ氏は、直接経営に関与した経験はございませんが、知的財産法、労働法、会社法など、広く企業法務を専門とする弁護士としての経験を有しております。法務・ガバナンス分野における知見は、監査等委員会の実効性を高めるうえで極めて有益であると考えております。

6. 取締役候補者石塚亮平氏及び大西ひとみ氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、小野誉之、石塚亮平、大西ひとみの3氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024 年2月7日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案し、年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、今後の人材確保に向けた準備等も加味し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は本招集ご通知34ページに記載のとおりであり、監査等委員会設置会社移行後も、実質的に同一の内容とする予定であります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、今後の人材確保に向けた準備等も加味し、指名・報酬委員会の審議を経

て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

以上

事業報告

(自 2024年 5 月 1 日)
(至 2025年 4 月30日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、生産性の向上や賃金の上昇、内需の拡大などにより、社会経済活動の正常化が進展し、企業業績の改善による景気の回復が期待されるものの、一方で、原材料価格・エネルギー価格の高騰、米国の金融政策の影響を受けた円安進行など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属する教育産業全体の市場は従来からの少子化の流れの中で企業間競争が激しさを増し横ばいに推移しておりますが、一方で大学入試改革等の教育制度改革が進み、昨今の教育市場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展と、リアルとオンラインの学習ニーズの融合により、教育コンテンツの高品質化及び多様な提供形態への対応に対するニーズは急激に変化しております。

教育デジタル事業につきましては令和5年6月に閣議決定された「新たな教育復興基本計画（計画期間2023年～2027年）」をふまえ、教育現場でのスマートフォンやタブレット端末の普及と活用が進み、将来的な競争力強化と市場拡大に向けて、個別最適化された映像授業をはじめとするICT教材の需要は高まっていくことが見込まれます。

このような状況の中、当社は、『Be a Player.（教育の「意欲」の機会均等をあまねく達成し、前向きなひとをたくさん作る企業）』という企業理念及び『「教えたい」と「教わりたい」をていねいに紡ぐ。』という経営理念を掲げ、その実現に向かって取り組んでおります。

その中でも、効果の上がる「映像授業」と効率の上がる「管理機能」を搭載した映像学習サービス「学びエイドマスター」を大手学習塾に対して重点的に販売活動を行うほか、教材の「映像授業化」とそれを配信する「配信サービス」を提供する「学びエイドforEnterprise」を教育関連事業者に対して積極的に販売活動を行ってまいりました。

しかしながら、複数の大型プロジェクトや受注において失注や規模が縮小したことが重なった結果、当事業年度における売上高は、「学びエイドマスターforSchool」が78,537千円（前事業年度比46.0%減）、「学びエイドforEnterprise」が116,756千円（前事業年度比69.2%減）と減少したため全体で289,910千円（前事業年度比53.9%減）となりました。

営業損失は297,060千円（前事業年度は営業利益146,338千円）、経常損失は312,076千円（前事業年度は経常利益142,071千円）、当期純損失は318,036千円（前事業年度は当期純利益118,401千円）となりました。

また、当社は教育デジタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが当事業年度におけるサービス区分別の売上高は以下のとおりとなります。

サ ー ビ ス 区 分	売上高（千円）	割合（％）	前期比（％）
学びエイドマスター	84,991	29.3	87.1
学びエイドマスターforSchool	78,537	27.1	54.0
学びエイドforEnterprise	116,756	40.3	30.8
その他	9,624	3.3	153.6
合 計	289,910	100.0	46.1

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は13,109千円（うち、有形固定資産（資産除去債務に対応する除去費用を除く）の取得12,967千円、無形固定資産の取得142千円）であります。

その主なものは、2025年2月17日に実施した本社移転に係るものであり、これに必要な資金は自己資金により充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年5月28日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資によって総額160,632千円及び新株予約権（ストック・オプション）の行使によって総額3,360千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2022年4月期)	第 9 期 (2023年4月期)	第 10 期 (2024年4月期)	第 11 期 (当事業年度) (2025年4月期)
売 上 高 (千円)	290,457	501,333	628,721	289,910
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△47,897	110,668	142,071	△312,076
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△60,200	93,267	118,401	△318,036
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失 (△) (円)	△29.11	45.10	57.25	△141.90
総 資 産 (千円)	192,665	369,742	452,334	219,672
純 資 産 (千円)	77,792	171,059	289,461	135,417
1株当たり純資産 (円)	△68.88	△23.78	139.97	59.79

(注) 当社は、2024年2月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2022年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 経営管理体制の強化

当社は、事業の成長や業容の拡大に対応する中で、経営管理体制の一層の充実が必要であると認識しております。すべてのステークホルダーからの信頼を確保するため、情報開示の透明性を高め、適時・適切な経営情報の発信を強化するとともに、監査等委員会設置

会社への移行や執行役員制度の導入を通じて、取締役会の実効性と機動性を向上させてまいります。また、優秀な人材の採用・育成を通じた業務執行体制の強化、内部統制システムの整備・運用、ならびに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、経営基盤の安定化と企業の持続的成長を支えてまいります。併せて、コンプライアンスの徹底とリスク管理の強化にも取り組み、企業価値と社会的信頼の双方を高めてまいります。

② 主力サービスの再定義と収益構造の変革

当社は、創業以来、映像授業を基軸とした教育デジタルサービスを提供してまいりましたが、今後の持続的成長に向けては、従来の映像授業にとどまらず、教材連携、添削機能、講師コミュニティを含む「教育DXプラットフォーム」への進化が重要であると認識しております。LTV（顧客生涯価値）の最大化を目的に、サービスを包括的に再設計し、教育現場の多様なニーズに対応するワンストップ型の支援体制を構築してまいります。

また、フロー型の収益構造から、ストック型へと転換を図るべく、サブスクリプション型サービスの開発と運用を強化いたします。その推進にあたり、教務と技術の知見を融合させた「製品開発部」を新設し、開発力と提供体制を一体的に強化してまいります。

当社は、こうした取組を支える基盤として、鉄人講師との良好な関係の維持、優秀な人材の確保と育成を重視し、収益構造の変革を推進してまいります。

③ アライアンスによる成長加速

当社は、NOVAホールディングス株式会社（以下「NOVAホールディングス」といいます。）との資本業務提携をはじめ、教育業界内外の多様な事業者との戦略的提携を積極的に推進してまいります。教育関連企業との連携においては、当社のサービスとの親和性を活かし、共同開発や顧客基盤の共有を通じたサービス拡充を図ってまいります。

また、教育業界外の企業との提携についても、新たなユーザー層やサービス提供領域の拡大につながる可能性があることから、積極的に検討・実行してまいります。こうしたアライアンスの展開により、技術・ノウハウ・販路の相互補完を実現し、中長期的な成長の加速を図ってまいります。

④ 営業力と現場力の強化

当社が持続的な成長を遂げるためには、既存顧客との関係性を深化させるとともに、新規顧客の開拓を着実に進める営業体制の強化が不可欠であります。営業部門においては、学習塾をはじめとする教育関連事業者の経営課題に寄り添い、これまでの教育デジタル事業で培ったノウハウを活かした提案力のさらなる向上に取り組んでまいります。また、人材の採用・育成、ならびに業務提携等を通じた販路拡大にも注力してまいります。

さらに、サービス開発や営業活動を支える現場の力を高めるべく、映像授業等の制作ノウハウを理論化・形式知化し、業務プロセスへの還元を図るとともに、教育業界の経験者のみならず、多様なバックグラウンドをもつ優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。積極的な人材採用活動を行い、全社一丸となって実行力と提案力を高め、事業の拡大と企業価値の向上を推進してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2025年4月30日現在）

当社の教育デジタル事業における主なサービスは、以下のとおりであります。

サービス名称	商 流	サ ー ビ ス の 内 容
学びエイド	BtoC (当社to無料の一般会員)	無料会員登録で「映像授業」が1日3コマまで視聴可能。
	BtoC (当社to有料のプレミアム会員)	有料会員登録で「映像授業」が全科目見放題となることに加え、倍速再生、教材テキストの購入が可能。
学びエイドマスター	BtoBtoC (当社to個人経営～中規模の学習塾to生徒)	「学びエイド」で提供する映像授業に加え、学習塾専用の「映像授業」と塾運営の効率化を支援する「管理機能」を提供。
学びエイドマスター forSchool	BtoBtoBtoC (当社to中規模～大手（全国展開）学習塾本部to傘下の学習塾to生徒)	「学びエイドマスター」を提供するほか、提供するにあたっては学びエイドマスターの映像授業や管理機能を自社仕様へとカスタマイズすることが可能。
学びエイド forEnterprise	BtoB (当社to教育関連事業者)	教育関連事業者の教材（紙媒体）の「映像授業化」と映像授業化したコンテンツを配信するための「配信サービス」を開発・提供。
学習塾	BtoC (当社to高校生・既卒生)	当社直営学習塾。「学びエイドマスター」を使用し、多様な映像授業と生徒一人ひとりにあわせた独自学習プログラムで効率的に学べる。

(6) **主要な事業所**（2025年4月30日現在）

本社（注） 東京都文京区

THE DOOR（塾） 埼玉県さいたま市緑区

（注）2025年2月17日付で、東京都文京区本郷六丁目17番9号から東京都文京区向丘二丁目3番10号に移転しております。

(7) **使用人の状況**（2025年4月30日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
33名（15名）	2名増（1名増）	40.7歳	3年6ヶ月

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員、パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年4月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	20,845千円
株式会社日本政策金融公庫	17,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

① 株式の上場

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2024年5月28日に、東京証券取引所グロース市場に株式上場をいたしました。

② 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度において、現金及び現金同等物を29,956千円保有しておりますが、当事業年度における営業損失は297,060千円、営業活動によるキャッシュ・フローは△218,387千円となりました。これらの財務指標の状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しております。

当社は、当該事象を解消すべく、2025年5月30日開催の取締役会において第三者割当の方法による新株式の発行について決議すると共に、第三者割当の引受先であるいなよしキャピタルパートナーズ株式会社（以下「ICP」といいます。）及びICPの子会社であるNOVAホールディングスとの間で2025年5月30日付で資本業務提携契約を締結し、以下の取り組みを進めております。

なお、これらの払込及び割当は2025年6月16日に払込が完了しております。

a. NOVAホールディングスとの業務提携による販路拡大、売上成長

当社は主に学習塾等教育関連事業者向けにサービスを提供しており、NOVAホールディングス及びその子会社（以下「NOVAグループ」といいます。）は、英会話事業、学習塾事業、保育・療育事業、留学事業、スポーツ事業、出版事業等を展開しており、NOVAグループが保有する全国の教室ネットワーク及び法人営業チャネルとの連携により、当社プロダクトの販路拡張と顧客基盤の拡大が見込まれると考えております。これにより、従来リーチが難しかった新規顧客層（学習塾、語学教室、企業研修等）への展開が可能となり、中期的な売上成長に資するシナジーが期待されます。

b. 教育プロダクトの融合による新規サービスの開発可能性

当社が有する学習教材・映像授業の開発ノウハウと、NOVAグループが有する語学教育・多言語対応コンテンツを組み合わせることにより、語学領域を含む新たな学習サービスの共同開発が可能となると考えております。これにより、ユーザーのライフステージや目的に応じた柔軟な学習プロダクトの提供が実現し、顧客単価及びLTV（ライフタイムバリュー）の向上が期待されます。

c. 両社の知見・人材の補完による経営体制の強化

本提携に伴い、NOVAグループからの戦略的な人材登用や業界知見の共有を通じて、当社の経営体制・事業推進能力の強化が図られると考えております。特に、全国規模での事業運営ノウハウや人材マネジメントの知見は、当社のスケーラビリティ向上に寄与するものと考えております。

上記のシナジー効果等による対応策により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 株式の状況（2025年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,264,900株
- (3) 株主数 1,296名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
廣政愁一	809,200	35.73
K & P パートナース 2 号投資事業有限責任組合	411,400	18.16
K & P パートナース 3 号投資事業有限責任組合	136,900	6.04
共同印刷株式会社	70,000	3.09
宮崎羅貴	50,000	2.21
桜田美希	43,000	1.90
楽天証券株式会社	42,500	1.88
株式会社 SBI 証券	39,400	1.74
鈴木健一	37,500	1.66
星野恵美子	30,000	1.32

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019年11月28日	2021年4月27日	2022年7月28日
新株予約権の数		253個	163個	152個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,300株 (新株予約権1個につき100株) (注) 2	普通株式 16,300株 (新株予約権1個につき100株) (注) 2	普通株式 15,200株 (新株予約権1個につき100株) (注) 2
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 15,000円 (1株当たり 150円) (注) 2	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円) (注) 2	新株予約権1個当たり 55,000円 (1株当たり 550円) (注) 2
権利行使期間		2021年11月29日から 2029年11月28日まで	2023年4月29日から 2031年4月27日まで	2024年7月30日から 2032年7月28日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 253個 目的となる株式数 25,300株 保有者数 3名	新株予約権の数 163個 目的となる株式数 16,300株 保有者数 3名	新株予約権の数 152個 目的となる株式数 15,200株 保有者数 3名
		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

2. 2024年2月8日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	廣 政 愁 一	学校法人先端教育機構 社会構想大学院大学教授
取 締 役	平 林 明日樹	コンサルティング部長兼コンサルティング1課長
取 締 役	鈴 木 健 一	技術管掌
取 締 役	松 本 英 二	コンテンツ部長兼教務課長
取 締 役	杉 浦 久 恵	管理部長兼総務課長
取 締 役	立 岡 登與次	(株)ヴィレージヴァンガードコーポレーション取締役
常 勤 監 査 役	小 泉 義 正	－
監 査 役	菅 野 健 一	PXC(株)代表取締役CEO (株)レント取締役
監 査 役	林 田 和 久	林田和久公認会計士事務所所長 日本トムソン(株)監査役 DNホールディングス(株)取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役立岡登與次氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小泉義正氏、菅野健一氏及び林田和久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林田和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者

は保険料を負担しておりません。当該保険契約により株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補する。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2024年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 基本方針

役員の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役については指名・報酬委員会にて職務・貢献度・業績等を勘案し検討した内容を取締役会へ答申し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

b. 報酬決定の方針

取締役の報酬は基本報酬（固定）のみとします。監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬（固定）のみとします。

c. 基本報酬（固定）

基本報酬は、月例の基本報酬（固定）とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会で決定するものとします。

また、各取締役の具体的な基本報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその決定を一任し、代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申を踏まえたうえで、決定します。なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定します。

d. 非金銭報酬等

役員の非金銭報酬等は、中長期の業績及び企業価値との連動性を高めることを目的としたストック・オプションとし、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて、都度支給します。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施します。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、役員に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計します。

e. 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立した社外取締役及び社外監査役により構成された指名・報酬委員会にて検討した内容を取締役に答申し、審議し決定します。監査役の報酬は監査役の協議により決定します。当社の取締役及び監査役（以下、本方針において「役員」という。）の報酬は、業績や持続的な企業価値向上を考慮し、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体系としております。

役員の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、取締役については指名・報酬委員会にて職務・貢献度・業績等を勘案し検討した内容を取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2024年7月30日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額についての決定を代表取締役社長廣政愁一に一任する旨を決議しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

取締役及び監査役の報酬限度額は、2024年2月7日開催の臨時株主総会において下記のとおり決議いただいております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は、取締役6名（うち、社外取締役は1名）、監査役3名（うち、社外監査役3名）であります。

取締役の報酬額	年額500百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない）
監査役の報酬額	年額100百万円以内

なお、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、決定することとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	57,017 (1,800)	57,017 (1,800)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,300 (12,300)	12,300 (12,300)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	69,317 (14,100)	69,317 (14,100)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会 への出席状況	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割について行った職務の概要
社外取締役	立 岡 登與次	取締役会16回開催、 うち16回出席	議案審議等につき、経営者としての豊富な経験を踏まえ発言し、また、指名・報酬委員会（2回開催、2回出席）の議長として主導するとともに、独立した立場から経営陣の監督に努めました。
社外監査役	小 泉 義 正	取締役会16回開催、 うち16回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	金融機関等における豊富な経験を踏まえ適宜発言し、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。また、監査役会議長として内部監査責任者や監査法人との連携に努め監査の実効性確保に貢献しました。 また、指名・報酬委員会（2回開催、2回出席）の委員として、適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めました。
社外監査役	菅 野 健 一	取締役会16回開催、 うち16回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他社の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ適宜発言し、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。
社外監査役	林 田 和 久	取締役会16回開催、 うち16回出席 監査役会14回開催、 うち14回出席	公認会計士及び税理士としての豊富な経験や専門的な知識及び他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を踏まえ適宜発言し、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「リスク管理・コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- b. 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- c. 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- d. 監査役は、内部監査室、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- e. 内部監査室は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- f. 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b. 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - b. 「リスク管理・コンプライアンス規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - b. 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
 - c. 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
 - d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ⑥ 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
 - b. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - b. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切かわりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
 - c. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処するものとする。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査室は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。

- b. 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しております。毎月1回開催される取締役会においては、業務の執行状況について報告を受けており、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っているほか、管理部門を通じて適宜管理・指導を行っております。

② リスク・コンプライアンス

当社に関わる多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を最小化するほか、コンプライアンス体制の点検・強化を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に是正するため、内部通報制度の窓口を社内外に設置し、取り組みを強化しております。

③ 監査役会

監査役会は、監査役会で定めた監査計画に基づき、監査役の取締役会への出席、常勤監査役による重要な会議への出席、取締役及び使用人からのヒアリング等を通じて、当社の内部統制システムの整備、運用状況について確認するとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役会は内部監査など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

④ 内部統制システム全般

当社では、内部監査を通して、内部統制システム全般的整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。具体的には、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務監査を実施いたしました。

貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	151,375	流 動 負 債	53,380
現 金 及 び 預 金	29,956	1年内返済予定の長期借入金	19,996
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	49,021	未 払 金	25,398
仕 掛 品	18	未 払 法 人 税 等	290
貯 蔵 品	2,644	契 約 負 債 金	5,854
前 払 費 用	35,065	預 り 金	1,841
未 収 還 付 法 人 税 等	14,397		
未 収 消 費 税 等	21,663	固 定 負 債	30,874
貸 倒 引 当 金	△1,391	長 期 借 入 金	17,849
		繰 延 税 金 負 債	1,990
固 定 資 産	68,297	資 産 除 去 債 務	11,034
有 形 固 定 資 産	56,952		
建 物	49,808	負 債 合 計	84,255
車 両 運 搬 具	0	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	7,143	株 主 資 本	135,417
無 形 固 定 資 産	182	資 本 金	202,118
ソ フ ト ウ ェ ア	182	資 本 剰 余 金	192,118
投 資 そ の 他 の 資 産	11,162	資 本 準 備 金	192,118
長 期 前 払 費 用	1,682	利 益 剰 余 金	△258,819
敷 金 ・ 差 入 保 証 金	9,466	そ の 他 利 益 剰 余 金	△258,819
そ の 他	12	繰 越 利 益 剰 余 金	△258,819
		純 資 産 合 計	135,417
資 産 合 計	219,672	負 債 ・ 純 資 産 合 計	219,672

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 5 月 1 日)
(至 2025年 4 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	289,910
売 上 原 価	195,849
売 上 総 利 益	94,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	391,121
営 業 損 失	297,060
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	127
消 費 税 差 額	114
違 約 金 収 入	439
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	574
株 式 交 付 費	5,093
上 場 関 連 費 用	6,710
事 務 所 移 転 費 用	3,319
そ の 他	0
経 常 損 失	312,076
税 引 前 当 期 純 損 失	312,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	580
法 人 税 等 調 整 額	5,379
当 期 純 損 失	318,036

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社学びエイド
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 秀 嗣
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 植 木 貴 宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学びエイドの2024年5月1日から2025年4月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年5月30日開催の取締役会において、いなよしキャピタルパートナーズ株式会社及び同社の子会社であるNOVAホールディングス株式会社との間で、2025年5月30日付で資本業務提携の締結を行うこと及びいなよしキャピタルパートナーズ株式会社に対する第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、同年6月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月26日

株式会社学びエイド 監査役会

常勤監査役	小泉 義正	印
監 査 役	菅野 健一	印
監 査 役	林田 和久	印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区向丘二丁目3番10号 東大前HIRAKUGATE 地下1階
ミーティングルーム00
TEL 03-6801-8521



交通 東京メトロ南北線 東大前駅 エレベーターb出口徒歩1分
都営三田線 白山駅 徒歩12分
東京メトロ千代田線 根津駅 徒歩12分
都営バス 本郷追分停留所 徒歩1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。